

実務記事

# 欧州委員会による 制裁金実務の最近の傾向

東京青山・青木・狛法律事務所  
ペーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所  
法学博士・弁護士 井上 朗

欧州委員会による競争法の強力な執行は近年の顕著な傾向である。

2006年以降、カルテルに従事した企業に対する制裁金は高額化しており、しかも、日本企業が摘発の対象になる事案が相次いでいる。厳しい競争法の執行に対する防波堤を建設する必要があるという認識に薄い日本企業は、今後も、高額な制裁金の対象とされる可能性が少なくない。

以上の現状を前提に、本稿は、読者の皆様方に対して、①なぜ欧州委員会による競争法の執行が活発化しているのか、②2006年の制度改正によって何が改正されたのか、および③日本企業は何をすべきなのかという3点の問題点について、欧州競争法の実務経験に基づく分析を提供する。

1

## 近年の制裁金実務の動向について

### (1) 欧州委員会による執行の動向について

『欧州競争法は、日本企業には無関係である』このような認識を前提に日々の取引を進めてしまっ、本当に問題はないだろうか。

この認識は、20年前のビジネス環境を前提

とすると、おそらく正しい認識であったと断言できる。

20年前は、日本企業が欧州まで進出し、市場に影響を及ぼす市場参加者であるとみなされる場合も少なく、また、欧州競争法を強力に執行することが消費者の益になるという考え方が欧州において十分に浸透していなかったためである。

ところが、20年前のビジネス環境下で正解であった認識は、今日では当てはまらなくなりつつあるといえる。

すなわち、2007年は、日本企業も標的になった、欧州委員会による大型カルテルの摘発と制裁金決定が相次いだ。

欧州委員会による制裁金賦課決定の事例だけを見ても、変電所設備（ガス絶縁開閉装置）カルテル（2007年1月24日制裁金賦課決定）、昇降機（エレベーター・エスカレーター）カルテル（2007年2月21日制裁金賦課決定）、ファスナーカルテル（2007年9月19日制裁金賦課決定）、ビデオテープカルテル（2007年11月20日制裁金賦課決定）、ガラスカルテル（2007年11月28日制裁金賦課決定）およびクロロプレンゴムカルテル（2007年12月5日制裁金賦課決定）において、日本企業も対象となり、その結果、高額な制裁金を課せられた。

さらに、注目すべきは、変電所設備（ガス絶縁開閉装置）カルテルにおいて、日本企業が制裁金を課されていることである。

変電所設備（ガス絶縁開閉装置）カルテル事件において制裁金を課された日本企業5社は、実際には偽装入札や価格操作に参加しておらず、1988年から2004年に至るまで欧州市場においてカルテルの対象となった製品の納入実績もほとんどなかった。当該決定が出されるまでは、欧州市場において参入実績がない場合には、欧州委員会による制裁金の対象にならないと認識していた日本企業も少なくなかったと思われる。しかし、当該事件では、たとえ欧州市場に参加していなかったとしても、日本企業は欧州市場に参加せず、他方で欧州企業は日本市場に参加しないという合意が締結されてこれが実行された結果、欧州市場における競争が阻害されたとして高額な制裁金の対象とされたのである。当該事例は、日本企業の欧州競争法に対する従前の認識が、今日では当てはまらなくなりつつある現状を端的に示すものといえる。

前記で示した各事例によれば、『欧州競争法は、日本企業には無関係である』という20年前のビジネス環境に基づく認識は、『日本企業は、欧州競争法に、どのようにしたら適切に対処できるか』という認識に修正する必要がある。

### (2) 欧州競争法の執行傾向について

近年の欧州委員会による活発なカルテル摘発とそのための法制度の強化は目覚ましいものがある。

すなわち、前記で示した高額な制裁金賦課決定は日本企業だけにとどまらず、カルテル参加者全般に対する傾向である。

欧州委員会が欧州競争法違反企業に課した制裁金額合計額は、2006年、約18億ユーロに達し、過去最高を記録したが、2007年に課せ

られた制裁金の合計額は33億ユーロを超え、2006年の合計額を大幅に上回った。

変電所設備（ガス絶縁開閉装置）カルテルでは、欧州委員会は、シーメンス（ドイツ）に対して、約4億ユーロという極めて高額な制裁金賦課決定を発令した。約4億ユーロという金額は単独企業に対する制裁金額としては過去最高である。欧州委員会は、同事件において、シーメンス（オーストリア）、アルストム、およびアレバが、カルテルにおいて主導的な役割を果たしたと認定し、3社に対する制裁金を5割増しとした。制裁金額は、それぞれ、シーメンス（オーストリア）が約2,200万ユーロ、アルストムが約6,500万ユーロ、アレバが約5,300万ユーロである。

さらに、昇降機（エレベーター・エスカレーター）カルテルにおいて、欧州委員会は、ティッセングループが繰り返しの違反者であると認定した。その結果、同グループからカルテルに関与した4社ともに、制裁金は5割増しとされた。かかる加算により、欧州委員会は、ティッセングループのグループ全体で、約4億8,000万ユーロの制裁金を課した。

制裁金の高額化傾向について、制裁金賦課決定の対象になった欧州企業の法務担当者や弁護士からは、「欧州委員会は理性を失ったようである」との声が漏れ伝わってくる。このような反応をみると、欧州企業にとっても、制裁金の高額化傾向は、劇的な変化として捉えられているのではないと思われる。

それでは、なぜ、欧州企業の法務担当者や弁護士も驚くほど、欧州委員会が欧州競争法を厳格に執行しているのであろうか。

これには、次に挙げる2つの政策が影響している。

第1に、「リスボン戦略」が、欧州競争法を、経済成長と雇用創出という戦略目的を達成するための重要手段として位置付けており、欧州競争法の強力な執行にお墨付きを与えてい

る点である。事実、欧州委員会は、「リスボン戦略」が採択された2000年以来、欧州単一市場の形成が欧州共同体の基本理念であり、市場統合を妨げ、市場分断効果の大きいカルテルは、絶対に許容しないという立場を堅持している。「リスボン戦略」はシカゴ学派の経済学者であったミルトン・フリードマンの経済理論による影響を受けており、同理論を採用した米国で厳しいカルテル摘発が実施されたことを想起すれば、「リスボン戦略」下で欧州競争法が強力に執行されるのは必然であるといえる。

第2に、「リスボン戦略」によるお墨付きを受けて、欧州委員会のNeelie Kroes委員（競争政策担当）が、2004年の就任以来、「カルテルの撲滅」を最優先の政策課題に掲げている点である。「カルテル撲滅」という方針を強力に推進しようとするNeelie Kroes委員（競争政策担当）の姿勢は様々な発言から見て取れる。

例えば、同委員は、2006年12月7日に、「秘密のカルテルは健全な経済活動を阻害するものである。カルテルを根絶するために、われわれは重い制裁とカルテルを報告する動機を与える効果的なりニエンシー政策が必要である。これらの改革は、カルテルの発見について、委員会のリニエンシープログラムが効果的に機能することを強化するものであり、明快なガイダンスを企業に提供するものである。」と述べ、2007年4月18日の記者会見では、「EUは絶対にカルテルを許さない」と述べている。これらの発言の裏には、欧州競争法を強力に執行しようとする同委員の意図が見て取れる。

上記で掲げた政策方針が変更される見込みは、現在のところなく、今後も、上記政策を前提として欧州競争法の執行がなされるものと思われる。事実、Neelie Kroes委員（競争政策担当）は、2007年12月11日に発表したプ

レスステートメントにおいて、カルテルに対して欧州競争法を厳格に執行していくことを明言している。

以上を前提とすると、カルテルの取締り強化という近年の執行傾向は、今後も堅持されそうであり、欧州におけるビジネスに携わる日本企業としては、厳しい競争法の執行に対する防波堤の建設を急ぐ必要があるといえる。

## 2

### 欧州競争法下における カルテル規制の改正

前記で概観したとおり、欧州競争法の厳格な執行傾向には、当面、変化がないものと思われるが、欧州委員会は、「カルテル撲滅」という政策目標をさらに推し進めるための制度面での改革も実施した。下記で解説するとおり、改正の内容は多岐にわたるが、すべてが、「より効果的にカルテルを摘発し、カルテルを撲滅する」という政策目的を達成することに向けられた改正である。

以下では、まず、欧州競争法におけるカルテル規制について、ごく簡単に概要を確認した後、欧州委員会が実施した制度面での改革について、分析をする。

#### (1) 欧州競争法におけるカルテル規制の概要

欧州委員会は、EC条約第83条に基づき、競争法を執行する権限を有し、また執行の義務を負っている。カルテルは、EC条約第81条により禁止されるが、欧州委員会は、EC条約第83条に基づき、同第81条第1項に違反する罰則および制裁を定め、また同第81条第3項に基づく免除の運用規則を制定する権限を有している。

EC条約第81条違反に対する罰則は、行政罰としての制裁金の賦課であり、刑事罰は用意されていない。欧州委員会は、違反行為の

悪質性と重大性に応じて、制裁金の金額を加減する裁量を有する。

#### (2) 制裁金算定方法の改正

制裁金の算定方法について、欧州委員会は、2006年9月、1998年版のガイドラインを改正した新たなガイドラインを採択した（以下「2006年版ガイドライン」という）。

2006年版ガイドラインでは、違反企業に対する制裁金の上限が年間総売上（世界売上高）の10%を上限とする点は従前と変わらないものの、2006年版ガイドラインでは、この範囲内で、違反企業が欧州経済領域内の関連市場から違法に得た年間売上高の30%に違反行為に関与した年数を乗じた額を制裁金を算定する基準額としてまず算定するという方法を採用した。日本企業が摘発対象となる国際カルテル事案では、欧州経済領域よりも広い地理的範囲での売上ベースの事業者ごとのシェアを算出し、当該シェアを欧州経済領域内の関連市場の総売上額に乗じた額を各事業者の売上額とみなすこととされた。

違反行為の年数に関しては、最長3年分しか計上できない日本における課徴金とは異なり、2006年版ガイドラインでは、上限はなく、違反行為の開始から終了時までの期間を売上額に一定割合を乗じた額に乘じることとされた。

なお、期間は半年単位の切り上げである。しかも、1998年版のガイドラインでは、1年間に10%の上乗せをするだけであったが、2006年版ガイドラインでは、違反行為の開始から終了時までの期間中、売上額に一定割合を乗じた額を加算することになったので、より高額の制裁金額が算出される可能性が高まったといえる。

さらに、2006年版ガイドラインでも、欧州委員会もしくは各国の競争当局において、事業者がEC条約第81条または第82条に違反していることを認定した後に、当該事業者が同

一の違反を継続または類似の違反を繰り返した場合には、基準額は、立証された違反ごとに100%まで増加されうることとされ、また、欧州委員会による検査への協力を拒絶したり、検査妨害をしたり、違反における主導的役割または扇動的役割を果たしていたと認定される場合にも基準額が増加され得ることとされた。ビデオテープカルテルにおいて、検査妨害を理由として、ソニーに対する制裁金額が増額されたことは記憶に新しいところである。

これに加えて、価格協定、市場分割、および販売・生産量制限といったハードコアカルテルを抑止するために、違反期間に関わりなく年間売上高の15~25%を追加する方式も取り入れられた。これはエントリー・フィーと呼ばれる制度であるが、ハードコアカルテルであることを理由に制裁金の増額を認めようというものであり、制度面でも、「カルテル撲滅」という政策目標を貫徹しようとする欧州委員会の意図がうかがわれる。

なお、2006年版ガイドラインでも、欧州委員会の裁量が広く認められており、制裁金額を予測するのは容易ではない。また、司法取引のような制度は導入されていない。

#### (3) 2006年告示について

欧州委員会は、2006年12月8日「カルテル事件における制裁金の免除または減額に関する告示」（以下「2006年告示」という）を発表した。

2002年告示が公表された後、2005年までに、欧州委員会は、2002年告示に基づく167件の制裁金減免申請を受領した。

2002年告示による制裁金減免制度は効果的に機能してきたといえるが、2006年告示は、4年間の制度運用により明らかになった問題点を改善するものであった。

2006年告示の主要な修正点は、①制裁金の

免除を受けるための要件の改正, ②マーカシステムの導入, および③口頭による手続の明確化である。

① 制裁金の免除要件の改正

2006年告示でも, 2002年告示同様, 2つの要件を満たした最初の申請者に対して制裁金の免除が認められている。

第1要件は証拠要件であり, 第2要件は欧州委員会に対する協力要件である。

2006年告示では, 証拠要件が以下のとおり改正された。すなわち, (i) 欧州委員会が申し立てられた当該カルテルについて「ターゲットを絞った立入検査」を実行できる程度の証拠を提出するか, (ii) 当該カルテルがEC条約第81条違反を認定できる程度の証拠を提出するかのいずれかの証拠要件を充足する必要があるとされた。なお, 2006年告示は, 「ターゲットを絞った立入検査」の定義を明らかにしていない。

上記 (i) の場合, 申請者は具体的なインサイダー情報を提供できるはずであり, 申請者が情報提供を躊躇するのを回避するために, 2006年告示は, 申請者が提供すべき情報をリスト化した。情報リストの詳細は, 本稿ではあえて紹介しないが, カルテルメンバーとして提供可能なインサイダー情報がほぼ網羅されており, 実務的にも, すべての情報を洗いざらい提出するというイメージである。

また, 2006年告示でも, 2002年告示同様, 申請者は, 協力要件を満たす必要がある。

すなわち, (i) 当該カルテルについて有している, あるいは入手しうるすべての関連証拠を欧州委員会に提出し, 提出後も継続かつ迅速に調査手続に全面協力すること, (ii) 当該企業が申し立ての直後に当該カルテルへの関与を終了していること, (iii) 欧州委員会への申し立てを検討する際に, 当該企業は情報や証拠を破棄, 変造, 隠蔽せず, もしくは, 申

立ての内容や事実を欧州委員会以外の競争当局を除く第三者に開示しないこと, および (iv) カルテルへの参加を他の事業者に強制していないことがその要件である。実務的に注意を要するのは, (i) の要件であり, これは, 文字通りの全面協力が求められ, 子会社, 関連会社の書類の提出も含むという認識を有しておくのが良いといえる。

② マーカー制度の導入

2006年告示では, 新たに免除申請者のみに適用される「マーカー制度」が導入された。

これは申し立てに十分な情報や資料が揃っていない場合でも一部の情報を先に提供すれば欧州委員会が暫定的に申し立てを受け入れるというものである。情報が完備していなくても制裁金免除措置を受けることができるよう, 最初の通報者としての立場を確保し, カルテルに関与する企業間で競争を促すことでカルテルの早期摘発を狙ったものである。マーカーとしての地位が認められるか否か, 認められるとして有効期間がどの程度になるかは, いずれも, ケース・バイ・ケースを前提とした欧州委員会の裁量に委ねられている。

マーカー制度の適用を受けるためには, 申請者の氏名・住所, 当該カルテルへの当事者, 影響を受ける製品・地理的領域, カルテルの推定期間, およびカルテルの内容について情報を提供しなければならない。さらに, 当該カルテルについて, 過去または将来の, 他の競争当局に対する制裁金減免申請について情報提供の必要がある。

③ 制裁金の減額について

2006年告示が掲げる免除の証拠要件に該当しない場合でも, 欧州委員会の調査中に, (i) 欧州委員会がすでに入手している証拠に照らして, 重大な付加価値を有する証拠を提出した場合で, (ii) 欧州委員会に対する協力

要件が満たされている場合, 制裁金の減額が認められる。

減額の程度は, (i) 最初の申請企業に対しては, 30%~50%の減額, (ii) 2番目の申請企業に対しては, 20%~30%の減額, (iii) 3番目以降の申請企業に対しては最高20%の減額とされている。

他の証拠による補強のない証言が重大な付加価値を有するといえるのか否かについては慎重に検討する必要がある。欧州裁判所が, 手続の当事者の証言で, 他の証拠による補強のないものについては, 欧州委員会は依拠することができないと示唆をしているためである。欧州委員会も, 補強証拠が存しない当事者の証言, とりわけみずからに有利な方向で関連性を有する証言については慎重に扱うべきことを述べている。

④ 企業声明の口頭による提出について

2006年告示以前も, 欧州委員会は, 企業声明の口頭による提出を, ケース・バイ・ケースで認めてきたが, 2006年告示では, 口頭による提出を明文により認めた。

口頭により企業声明が提出される場合には, 欧州委員会の建物内で録音され反訳が作成され, 申請者には当該反訳の正確性を確認する機会が付与される。企業声明を閲覧することが許されるのは, 異議告知書の名宛人だけであり, しかも, 同人と代理人が企業声明の複製を作成しないこと, および企業声明の情報を関連手続でのみ用いることを誓約した場合のみ閲覧が許される。

3

日本企業は何を注意すべきか

欧州委員会による厳格な欧州競争法の執行と「カルテル撲滅」に向けた制度改正を前記に解説したが, 現状を前提に, 欧州でビジネ

スをしている, あるいは欧州企業と取引関係のある日本企業は何をどのようにすればよいのか。

第一に, 『欧州競争法は, 日本企業には無関係である』という20年前のビジネス環境を前提とした認識を有している企業は, 速やかに, 今日の欧州競争法の執行状況を前提とした認識, すなわち, 『日本企業は, 欧州競争法に, どのようにしたら適切に対処できるか』という認識に修正する必要がある。

第二に, 欧州競争法に対する認識を修正することを前提として, 欧州競争法の強力な執行という荒波から企業を守るための防波堤を建設する必要がある。具体的には, 欧州競争法がどのような法律で, どのようにカルテルが摘発されていて, 手続がどのように進捗するかを分析した上で, 欧州競争法違反で摘発されないためには企業として何をすべきか, あるいは摘発された場合にはどのようにしてリスクを減少させればよいのか戦略の策定を急ぐ必要がある。本稿の2で解説した改正のポイントは, 欧州競争法に対する防波堤としての戦略を策定する上で, 戦略のポイントを分析するためのヒントになるはずである。

「カルテル撲滅」に向けた強力な取組みという欧州における状況の変化をいまだ認識していない日本企業にとって, 本稿で紹介した若干の分析が, 欧州競争法によるリスクが日本企業にとって現実の問題となりつつある現状を理解する上で一助となれば幸甚である。

井上 朗 (いのうえ あきら)  
 法学博士, 弁護士, ニューヨーク州弁護士。2000年弁護士登録, 05年ヴァージニア大学ロースクール卒業 (Master of Laws)。06年ニューヨーク州弁護士登録。07年法学博士 (中央大学)。専門は, 欧州競争法, 反トラスト法および独占禁止法。著書・論文に『Japanese Antitrust Law Manual』(Kluwer Law International), 「リニエンシーの実務—競争法の荒波から企業を守れ」, 「B2Bコンプライアンスバイブル」(どちらもLexis Nexis Japan) など, 欧州競争法および独占禁止法に関する書籍・論文多数。